

事業法人通信

2019年 4月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～2019年度税制改正④～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は中小企業に対する優遇税制(租税特別措置法)の継続に関する事項である。

(ポイント)

- 中小企業者の年800万円以下の所得金額に対する法人税軽減税率の2年間延長
- 中小企業投資促進税制の2年間延長
- 中小企業の財政的な基盤に配慮した優遇税制の継続

1.中小企業者の法人税率

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する15%の軽減税率の適用期限が2年延長される。中小企業者等は財政的な基盤が弱く、一定の配慮をすべき観点から、財政的な基盤を有する大法人よりも優遇される制度となる。現行制度の内容を2年間延長するものとなる。

法人および所得の区分		現 行 (2018.4.1～ 2019.3.31)	現 行 (2019.4.1～ 2021.3.31)	改正案 (2018.4.1～ 2019.3.31)	改正案 (2019.4.1～ 2021.3.31)
		法人税率	法人税率	法人税率	法人税率
中小法人 (※1)、 一般社団法人 等及び 人格のない社 団等	年400万円以下の 金額	15%	19%	15%	15%
	年400万円超 年800万円以下の 金額				
	年800万円超の金 額	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
中小法人以外の普通法人(※3)		23.2%	23.2%	23.2%	23.2%

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(みなし大法人(※2)を除く)

※2 みなし大法人は次に掲げる法人

①大法人(※3)の100%子法人

②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

※3 資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人、相互会社若しくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超のものに限る)又は受託法人の100%子法人

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～2019年度税制改正④～

2. 中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長される。中小企業への投資促進を促すとともに、財政的な基盤に対する税制上の配慮をした制度の継続である。

(制度概要)

中小企業者等で青色申告書を提出するものが、2021年3月31日までの期間に新品の特定機械装置等を取得し、又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の指定事業の用に供した場合には、その特定機械装置等のにつき取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人及び個人事業主のみ)のいずれかの適用が可能となる。当該制度は2019年4月1日から2021年3月31日までの取得等の場合に適用される。

区分	内容	
対象資産	<p>① 1台160万円以上の機械装置 ② 1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上の一定の測定工具及び検査器具 ③ 一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上のソフトウェア (複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く) ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車 ⑤ 内航海運業の用に供される船舶(取得価額の75%が対象)</p>	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます)一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、駐車場業、損害保険代理業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学術支援業、医療、福祉業、協同組合及びサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)※不動産業、物品貯蔵業、電気業、水道業、娯楽業(映画業を除く)等、性風俗関連特殊営業に該当する事業は対象となりません。	
税制措置	資本金3,000万円超1億円以下の法人	30%特別償却(税額控除なし)
	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主(従業員数1000人以下)	30%特別償却又は7%税額控除

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(決算書の金額表示)

事業法人の決算書の金額表示単位は、会社法の場合、計算書類等に係る事項の金額は一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとされる。上場事業法人の有価証券報告書等における連結財務諸表、財務諸表等に掲記される科目その他の事項の金額は百万円単位又は千円単位をもって表示することとされている。一般に規模の大きい上場事業法人等は表示単位が大きくなることが想定されており、事業規模拡大等により表示単位を変更(千円→百万円)する事業法人もある。単位未満の端数処理に関しては、日本では単位未満端数は切捨てされることが多い。これは例えば、利益準備金は資本金の4分の1まで積むとの会社法上の規制があるが、切上げや四捨五入により数値が上がることで表示上、法令違反に見えることなどが影響していると考えられる。海外では四捨五入が一般的で、通常は決算書各項目の数値の足し算の合計が合うように調整される。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。